

保医発 0331 第 2 号
令和 5 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等
の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 142 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>50 点</u> (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの <u>1,057 点</u> (２) 4 分の 3 冠 <u>1,321 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>408 点</u> b 複雑なもの <u>754 点</u>	(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>76 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>48 点</u> (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの <u>1,043 点</u> (２) 4 分の 3 冠 <u>1,304 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>446 点</u> b 複雑なもの <u>825 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>948 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>1,038 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,194 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,306 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>277 点</u>	a 単純なもの	<u>304 点</u>
b 複雑なもの	<u>552 点</u>	b 複雑なもの	<u>604 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>682 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>746 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>682 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>746 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>855 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>935 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23 点</u>	a 単純なもの	<u>22 点</u>
b 複雑なもの	<u>40 点</u>	b 複雑なもの	<u>38 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>50 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>61 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>14 点</u>	a 単純なもの	<u>14 点</u>
b 複雑なもの	<u>30 点</u>	b 複雑なもの	<u>28 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>35 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>35 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>45 点</u>
M010-2 （略）		M010-2 （略）	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	<u>682 点</u>	(1) 前歯	<u>746 点</u>
(2) 小臼歯	<u>682 点</u>	(2) 小臼歯	<u>746 点</u>

(3) 大臼歯	<u>948 点</u>	(3) 大臼歯	<u>1,038 点</u>
2 銀合金		2 (略)	
(1) 前歯	<u>36 点</u>	(1) 前歯	<u>35 点</u>
(2) 小臼歯	<u>36 点</u>	(2) 小臼歯	<u>35 点</u>
(3) 大臼歯	<u>51 点</u>	(3) 大臼歯	<u>50 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>408 点</u>	イ 大臼歯	<u>446 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>277 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>304 点</u>
(2) 銀合金		(2) (略)	
イ 大臼歯	<u>23 点</u>	イ 大臼歯	<u>22 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,064 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,165 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>98 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,374 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,504 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,133 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>49 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>826 点</u>	イ 前歯	<u>904 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,133 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,374 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,504 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ	前歯	イ	前歯
	<u>65 点</u>		<u>62 点</u>
ロ	小臼歯	ロ	小臼歯
	<u>65 点</u>		<u>62 点</u>
ハ	大臼歯	ハ	大臼歯
	<u>65 点</u>		<u>62 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1	14 カラット金合金	1	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,369 点</u>		<u>1,352 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>1,114 点</u>		<u>1,100 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>1,114 点</u>		<u>1,100 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>855 点</u>		<u>844 点</u>
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>659 点</u>		<u>650 点</u>
2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,099 点</u>		<u>1,202 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>859 点</u>		<u>940 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>754 点</u>		<u>825 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>656 点</u>		<u>718 点</u>
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>608 点</u>		<u>666 点</u>
3	(略)	3	(略)
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1	(略)	1	(略)
2	14 カラット金合金	2	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
	<u>655 点</u>		<u>647 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
	<u>506 点</u>		<u>500 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>304 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>328 点</u> (3) 大臼歯 <u>377 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>333 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>359 点</u> (3) 大臼歯 <u>413 点</u> 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>754 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>552 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>40 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>825 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>604 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>38 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>28 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,761 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,927 点</u> (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)